

一般廃棄物処理施設の維持管理の状況

年度	令和7年度
施設名称	東金市外三市町環境クリーンセンター
所在地	千葉県東金市三ヶ尻340番地

1 処分した一般廃棄物の種類及び数量

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	可燃ごみ	トン	1,750.05											
2号炉			1,277.61											
3号炉			0.00											

※処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。

※処理数量が0の月は稼働しておりません。

2 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた月日	-	1日～30日											
	測定の結果(℃)	800以上	895											
2号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた月日	-	4日～24日											
	測定の結果(℃)	800以上	895											
3号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた月日	-												
	測定の結果(℃)	800以上												

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

3 集じん機に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた月日	-	1日～30日											
	測定の結果(℃)	概ね200以下	196											
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた月日	-	4日～24日											
	測定の結果(℃)	概ね200以下	196											
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた月日	-												
	測定の結果(℃)	概ね200以下												

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

4 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた月日	-	1日～30日											
	測定の結果(ppm)	100以下	9											
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた月日	-	4日～24日											
	測定の結果(ppm)	100以下	5											
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた月日	-												
	測定の結果(ppm)	100以下												

※一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

5 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去の年月日

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	除去を行った月日	冷却設備												
		排ガス処理設備												
2号炉	除去を行った月日	冷却設備												
		排ガス処理設備												
3号炉	除去を行った月日	冷却設備												
		排ガス処理設備												

※冷却設備については機械式自動除去装置、ろ過式集じん器については空気式自動除去装置により毎日実施する。

6 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回／年以上測定)

		基準値		
1号炉	採取した位置	－	煙突内の排ガス採取口	
	採取した月日			
	結果の得られた月日	－		
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下		
2号炉	採取した位置	－	煙突内の排ガス採取口	
	採取した月日			
	結果の得られた月日	－		
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下		
3号炉	採取した位置	－	煙突内の排ガス採取口	
	採取した月日			
	結果の得られた月日	－		
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下		

※基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

7 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(2か月を超えない作業期間ごとに1回以上測定)

		基準値						
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口					
	採取した月日	-	4月22日					
	結果の得られた月日	-	5月9日					
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m³)	0.15以下	0.002未満					
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m³/h)	101以下	0.40					
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	45					
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m³)	700以下	77					
	水銀排出量測定の結果 全 水 銀(μg/m³)	50以下	1.4					
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m³)		(0.002)					
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m³)		1.4					
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口					
	採取した月日	-						
	結果の得られた月日	-						
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m³)	0.15以下						
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m³/h)	119以下						
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下						
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m³)	700以下						
	水銀排出量測定の結果 全 水 銀(μg/m³)	50以下						
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m³)							
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m³)							

3号炉	採取した位置	－	煙突内の排ガス採取口					
	採取した月日	－						
	結果の得られた月日	－						
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下						
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	119以下						
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下						
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下						
	水銀排出量測定の結果 全 水 銀(μg/m ³)	50以下						
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m ³)							
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m ³)							

〈備考〉

- ・基準値は、「大気汚染防止法」による。
- ・水銀濃度測定は、ばい煙測定時に実施しているため、併せて公表します。
- ・検出下限以上定量下限未満の値は括弧つきで表記した。